

# 宮城県公報

行 政 公 告  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

条例施行規則

○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

例の一例の施行期日を定める規則

○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

### 告 示

○国土調査の指定

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○保安林の指定の解除

○保安林の指定実施要件の変更の予定

○道路の区域変更(三件)

○道路の供用開始(三件)

○平成十六年宮城県告示第八百六十三号(風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく公園等の指定)の廃止

○都市計画事業の認可(二件)

(長寿社会政策課)

(都市計画課)

(同)

(地域復興支援課)

(情報政策課)

(食と暮らしの安全推進課)

(社会福祉課)

(同)

(障害福祉課)

(森林整備課)

(同)

(道路課)

(同)

(都市計画課)

(同)

ページ

## 公 告

○県営土地改良事業計画の変更

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

## 人事委員会

○人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

## 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

(農村振興課)

(建築宅地課)

(教育庁高校教育課)

一一二  
一一三  
一一三  
一一五  
一一六

## 規 則

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 指定居宅介護支援(第二条―第二十五条)

第三章 基準該当居宅介護支援(第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年宮城県条例第八十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定居宅介護支援

(従業者の員数等)

第二条 条例第五条の規則で定める員数は、一以上とする。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 介護支援専門員は、常勤でなければならない。

(管理者)

第三条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、常勤の者でなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十六条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が条例第四条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、

指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行

わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十一条 指定居宅介護支援の方針は、条例第四条に規定する基本方針及び条例第八条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスという。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを

得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）等同規則において位置付けられている計画の提出を求めなければならない。

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

十四 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  
ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合  
ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供さ

れた場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。

十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行わなければならない。

十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行わなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項前段の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができる

ことを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図らなければならない。

二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。))に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当

する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第十五条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(従業者の健康管理)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な

管理を行わなければならない。

(揭示)

第十九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(利用者等の個人情報の取扱い)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(調査への協力等)

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、できる限り、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあつた場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第一百七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(会計の区分)

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 二 条例第十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 三 第十一条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 四 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- イ 居宅サービス計画

ロ 第十一条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十一条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十一条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録

五 第十四条に規定する市町村への通知に係る記録

六 従業者の勤務の体制についての記録

七 居宅介護サービス計画費を請求するために審査支払機関（市町村（法第四十六条第七項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）をいう。）に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第二十五条 条例第十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅介護支援事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 基準該当居宅介護支援

(準用)

第二十六条 第二章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十六条」とあるのは「第二十六条において準用する第十六条」と、第九条第一項中「指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、第二十四条第一号及び第二号中「条例」とあるのは「条例第十六条において準用する条例」と、同条第三号及び第四号中「第十一条」とあるのは「第二十六条において準用する第十一条」と、同条第五号中「第十四条」とあるのは「第二

十六条において準用する第十四条」と、第二十五条中「条例」とあるのは「条例第十六条において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二十四条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日において、第二十四条各号に掲げる記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例(平成二十四年宮城県条例第四十八号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第三十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十七年三月六日

二 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 区 域
東松島市	東松島市野蒜字大東の一部、同字宇津の一部

三 調査期間

平成二十七年三月六日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八十三号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十日から施行する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 16から一18までを削り、一19を一16とし、一20を一17とし、一21を一18とし、一22を削り、一23を一19とし、一24を一20とし、一25から一28までを削り、一29を一21とし、一30から一32までを八ずつ繰り上げる。

○宮城県告示第二百八十四号

物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成十九年宮城県告示第二百九十二号(公衆浴場入浴料金統制額の指定)は、平成二十七年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年三月二十日

一 公衆浴場入浴料金の統制額

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区分	大人 (十二歳以上の者)	中人 (六歳以上十二歳未満の者)	小人 (六歳未満の者)
料金	四百四十円	百四十円	八十円

二 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）第二条第二項に規定するその他の公衆浴場については、前号の統制額は、適用しない。

一 訪問介護

事業所の名称	ケアステーションかすみ草	事業所の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	申請者の名称	株式会社かすみ草	申請者の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	指定年月日	平成二十七年三月一日
--------	--------------	---------	-----------------------	--------	----------	---------	-----------------------	-------	------------

二 通所介護

事業所の名称	デイサービスかすみ草	事業所の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	申請者の名称	株式会社かすみ草	申請者の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	指定年月日	平成二十七年三月一日
事業所の名称	デイサービスセンター虹の丘II号館	事業所の所在地	栗原市若柳字川北中町六十五番地五	申請者の名称	株式会社マイホーム	申請者の所在地	栗原市若柳武鎗字上土手ノ内百五十一番地二	指定年月日	平成二十六年十一月二十二日

三 居宅介護支援

事業所の名称	介護老人保健施設しおん	事業所の所在地	石巻市吉野町一丁目七番一号	申請者の名称	医療法人社団健育会	申請者の所在地	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	指定年月日	平成二十七年一月一日
--------	-------------	---------	---------------	--------	-----------	---------	------------------	-------	------------

四 介護予防訪問介護

事業所の名称	ケアステーションかすみ草	事業所の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	申請者の名称	株式会社かすみ草	申請者の所在地	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	指定年月日	平成二十七年三月一日
--------	--------------	---------	-----------------------	--------	----------	---------	-----------------------	-------	------------

五 介護予防通所介護

事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	-------	--

○宮城県告示第二百八十五号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
平成二十七年三月二十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

デイサービスかすみ草	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	株式会社かすみ草	柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	平成二十七年三月一日
デイサービスセンター虹の丘II号館	栗原市若柳字川北中町六十五番地五	株式会社マイホーム	栗原市若柳武鎗字上土手ノ内百五十一番地二	平成二十六年十一月二十二日

○宮城県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
										まごころデイサービスセンター	石巻市駅前北通り三丁目十一番十三号	有限会社まごころデイサービスセンター	石巻市水沼字日向畑百四十五番地	平成二十七年二月一日
										医療法人社団健育会ひまわり訪問看護ステーション	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十七年二月七日
										医療法人社団健育会ひまわり在宅ケアステーション	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十七年二月七日
										医療法人社団健育会中央介護支援センター	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十七年二月七日
										医療法人社団健育会石巻市中央地域包括支援センター	石巻市開成一番地三十五石巻ルネッサンス館内	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十七年二月七日
										石巻市大街道西三丁目一番二十八号	石巻市大街道西三丁目一番二十八号			

○宮城県告示第二百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二二四〇〇二二七	事業所の名称及び所在地 福祉仮設ホームきずな 東松島市矢本字寺前 二百四十七番地	廃止する指定障害福祉サービスの種類 共同生活援助	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	廃止年月日 平成二十七年 三月三十一日
---------------------	---	-----------------------------	-------------------------	---------------------------

○宮城県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大曲字道下南一二四の一、一二四の二

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区松森字歩坂四九の一・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一の二、六四の二、字戌亥沢三七の一・三九・四二の一・四四・五四の一・五四の四・五五・五七・五八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、四五、五〇、五一、五二の一から五二の三まで、五三、五四の二、五四の三、五六、五九の一、六〇から六二まで、字仏沢三二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区松森字歩坂四九の一・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一の二、六四の二、字戌亥沢三七の一・三九・四二の一・四四・五四の一・五四の四・五五・五七・五八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、四五、五〇、五一、五二の一から五二の三まで、五三、五四の二、五四の三、五六、五九の一、六〇から六二まで、字仏沢三二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市小田字中島七六番二地先から 同市小田字中島一一八番地先まで		前	後	四・八〇七・九	三五八・一
後	六・六〇一・五・〇			三五八・一	

○宮城県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上代寺前線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市高倉字上代一六番二地先から 同市高倉字新田四〇番四地先まで		前	後	四・二〇一・二・九	二、四〇〇・〇
後	五・二〇二・九・四			二、四〇〇・〇	

○宮城県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字長砂八番一地从 から 同郡同町葛蒲田浜字石畑四番二地先まで		前A	後A	十六・八〇二・三・二	一一〇・〇
後B	一六・八〇二・三・二	九・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	

○宮城県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字廻館前三九番一〇地先から 同郡同町志津川字廻館前三八番九地先まで	平成二十七年 三月二十六日

○宮城県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字入大四二番六地先から同郡同町耕野字入大四四番一地先まで	平成二十七年三月二十日

○宮城県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂八番一地先から同郡同町菖蒲田浜字石畑四番二地先まで	平成二十六年三月二十日

○宮城県告示第二百九十六号

平成十六年宮城県告示第八百六十三号（風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく公団等の指定）は、平成二十七年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
七ヶ浜町

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
1 種類  
仙塩広域都市計画緑地事業

- 2 名称

- 二 二 号 諏訪前緑地  
事業施行期間  
平成二十七年三月二十日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 取用の部分  
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字諏訪前、同字浜伊場地内
- 2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
七ヶ浜町

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
1 種類  
仙塩広域都市計画緑地事業

- 2 名称

- 三 号 表 浜緑地

- 三 事業施行期間

平成二十七年三月二十日から平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地  
1 取用の部分  
宮城県宮城郡七ヶ浜町花洲浜字表浜一、同字表浜二、同字小塚、同字浜沼地内
- 2 使用の部分  
なし

公 告

○県管柳田峠地区土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に

より次の事項を公告する。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要  
別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
巨理郡巨理町荒浜字隈湯五十四番三、五十七番一、五十七番四、六十二番、六十三番一、六十四番、六十四番二、六十四番三、六十四番七、六十四番八、六十四番十二、六十五番、六十五番八、六十五番九、六十五番十、六十五番十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
巨理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 二百キロリットル
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
  - 3 納入期限 平成二十七年四月二十一日 午前九時
  - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
  - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百キロリットル 平成二十七年五月二十キロリットル 平成二十七年八月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇)宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五)へ平成二十七年三月二十六日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 荻野 智志 電話〇二二一二一一一三六二二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年四月三日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年四月三日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年四月七日午前九時から平成二十七年四月十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十七年四月十日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十七年四月十三日午前十時 高校教育課内(宮城県行政庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 21, 2015

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 10, 2015, 5 : 00 p.m.  
 5 Contact Person : Satoshi Oginō, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

### 人事委員会

#### ○宮城県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

#### 人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務専決規程（昭和五十六年宮城県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

六 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十九条第一項の規定に基づく特定

事業主行動計画の策定

第三条に次の一項を加える。

2 前項各号に規定するもののほか、事業の内容の軽易なものについては、事務局長が類推して専決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 公安委員会

#### ○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月20日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

#### 警察署の下部機構に関する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

#### 別表第2中

東和駐在所	登米市東和町米川字飯土井16番地 1	を
東和駐在所	登米市東和町米川字飯土井16番地 6	に、
富永駐在所	大崎市古川富長字山王48番地 1	を
富永駐在所	大崎市古川富長字山王49番地 1	に、
小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地 6	を
小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地14	に、
白川駐在所	白石市白川津田字寺下 8 番地	を
白川駐在所	白石市白川津田字越田前126番地52	に改

める。

別表第4仙台中警察署の表大町交番の項中「花壇」の次に「川内（1番地及び26番地）」を加え、同表亀岡駐在所の項中「荒巻（青葉及び三居沢）」の次に「川内（1番地及び26番地を除く。）」を加え、「川内無番地」を削る。

別表第4仙台東警察署の表高砂交番の項中「蒲生（七北田川の北側の地域（町、屋敷、西屋敷添、東屋敷添、荒田、北荒田、山神及び二本木（県道塩釜亘理線の東側の地域）を除く。）」を削り、「白鳥二丁目」の次に「仙台港北一丁目、仙台港北二丁目」を、「田子三丁目まで、田子」の次に「中野一丁目から中野五丁目まで」を加え、「弁当、平柳、原田、新原田、久保野、小原、田中、田中前、田中東及び御蔵前を除く。）」を「（県道前、境四番）」に改め、「町前一丁目」及び「宮内一」

丁目」を削る。

別表第4 泉警察署の表長命ヶ丘交番の項中「上谷列一丁目」を「泉中央南、上谷列一丁目」に改める。

別表第4 岩沼警察署の表下増田駐在所の項中「美田園八丁目まで」の次に「美田園北」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

「

小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地6
-------	-------------------

」を

「

小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地14
-------	--------------------

」に改

める部分及び

「

白川駐在所	白石市白川津田字寺下8番地
-------	---------------

」を

「

白川駐在所	白石市白川津田字越田前126番地52
-------	--------------------

」に改

める部分は、平成27年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第108条」を「第107条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。